

外国為替取引約諾書 新旧対照表 (下線部は変更箇所を示す)

変更前	変更後
<p>第1条～第21条 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第21条 (現行通り)</p> <p><u>(犯罪収益移転防止法等に基づく対応)</u></p> <p><u>第22条 私 (当法人) は、犯罪収益移転防止法、同法施行令、同法施行規則及びこれらに関連して当局が公表するガイドライン等に基づいて、あるいはその他貴社が必要と認めて、貴社から期日を定め所定の本人確認及び取引内容・目的の確認を求められたときは、正当な理由のない限り、期日までに必要書類の提出及び確認事項の回答に協力いたします。</u></p> <p><u>2 私 (当法人の実質的支配者又は取引責任者) が、日本国籍を保有せず日本国内に居住しており、在留カード又は特別永住者証明書の有効期間が満了した場合には、新たな在留資格及び在留制限等の確認のために、再度、在留カード又は特別永住者証明書を貴社に提出します。</u></p> <p><u>3 私 (当法人) が前2項の義務に従わず、定められた期日までに必要書類の提出又は回答を行わなかった場合 (貴社が定める期日までに連絡を行わなかった場合、届け出た住所又は事務所の所在地に宛てに発送された提出を求める書面が届かなかった場合、及び届け出た電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)、私 (当法人) は貴社との取引の全部若しくは一部を制限し又は口座を解約されても、これらの措置に何ら異議を述べません。</u></p> <p><u>4 私 (当法人の実質的支配者又は取引責任者) が、外国の重要な公的地位を現在若しくは過去に有する者又はその家族 (犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者を指します。) に該当する場合 (貴社との取引開始後に該当することとなった場合を含みます。) は、貴社に対して直ちにその旨及びその国名と職名の届出をいたします。</u></p> <p><u>5 前各項に対する、私 (当法人) の提出書類、説明又は届出内容並びにその他の事情を考慮して、貴社がマネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断し、私 (当法人) との取引の全部若しくは一部を制限し、又は口座を解約されたことにより生じた損害について</u></p>

外国為替取引約諾書 新旧対照表 (下線部は変更箇所を示す)

変更前	変更後
<p>(免責事項)            第 <u>22</u> 条 (省略)            (通知の効力)            第 <u>23</u> 条 (省略)            (合意管轄)            第 <u>24</u> 条 (省略)            (約諾条項の変更)            第 <u>25</u> 条 (省略)            (その他)            第 <u>26</u> 条 (省略)</p>	<p><u>ては、貴社に何らの請求をいたしません。</u>  <u>6 前項の取引制限後に、私（当法人）の説明等にもとづき、マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき、取引制限は解除されますが、当該取引制限中に生じた損害については、貴社に何らの請求をいたしません。</u></p> <p>(免責事項)            第 <u>23</u> 条 (現行通り)            (通知の効力)            第 <u>24</u> 条 (現行通り)            (合意管轄)            第 <u>25</u> 条 (現行通り)            (約諾条項の変更)            第 <u>26</u> 条 (現行通り)            (その他)            第 <u>27</u> 条 (現行通り)</p>
以 上	以 上
<p>2014 年 10 月 1 日施行            2016 年 2 月 1 日改訂            2017 年 4 月 1 日改訂            2019 年 1 月 22 日改訂、2 月 16 日施行            2019 年 5 月 26 日改訂            2019 年 9 月 7 日改訂</p>	<p>2014 年 10 月 1 日施行            2016 年 2 月 1 日改訂            2017 年 4 月 1 日改訂            2019 年 1 月 22 日改訂、2 月 16 日施行            2019 年 5 月 26 日改訂            2019 年 9 月 7 日改訂  <u>2020 年 9 月 26 日改訂</u></p>